

## 豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価準備書に対する知事意見

本事業の予定地周辺は、豊かな自然環境が広がり、多様な生物の生息・生育の場であるとともに、地域住民にとって重要な生活・生産の場である。本事業はこのような場所に大規模なダム建設事業を行うものであり、事業実施に当たっては環境保全に万全を期す必要がある。

事業者においては、以下の事項について慎重に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、自然環境及び生活環境に与える影響についてできる限り回避・低減が図られるよう努めることが必要である。

### 1 全般的事項

- （１）ダムの規模（貯水池容量）については、その規模とした理由について評価書に記載すること。
- （２）事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- （３）環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な措置を講じること。
- （４）ダムからの放流量の管理、運用に当たっては、ダムから下流、特にダムの直下から野々瀬川合流点までについて、水位、流量等を河川の持つ自然な変動により近づけるよう配慮すること。
- （５）工事中及び供用後において、出水現象に依存すると考えられる生態系を維持するため、ダム下流の水質や土砂の移動、魚類、河畔の植生などについても環境監視を行うこと。
- （６）環境監視については、専門家の意見を聴いて、必要に応じ調査範囲を拡大するなど、適切な環境監視計画を作成し実施するとともに、その結果に基づき必要な措置を講じること。
- （７）試験湛水期間中については、下流河川への影響を低減するため、ダム直下の水量の確保及び水質の維持に努めること。

## 2 大気質、騒音、振動

- (1) 工事の実施に当たっては、集落などの近傍における建設機械の稼働や工事用車両の走行に伴う環境への影響を低減するため、低公害型の建設機械及び環境負荷の少ない工法の採用に努めるとともに、工事用車両の走行台数の平準化に努めること。
- (2) 工事の実施に当たっては、粉じん等の一層の低減を図るため、タイヤ洗浄施設の採用、散水の実施、裸地の防じんシートによる養生等、強風時の作業自粛、工事用車両が走行する道路の清掃などの措置を講ずること。
- (3) 集落の近傍での工事の実施に当たっては、建設機械の稼働に係る騒音の影響の低減を図るため、建設機械の配置、作業時間等に十分配慮すること。  
また、工事用道路の新設に当たっては、住宅からの離隔距離に配慮すること。
- (4) 降下ばいじん、騒音及び振動の予測については、建設機械の配置、予測地点までの距離など予測条件を評価書に記載すること。

## 3 水質

- (1) 工事の実施に当たっては、濁水の流出防止のため、沈砂池の浚渫等により必要な沈砂機能を維持・確保するとともに、流出水の濁りの状況を把握し、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (2) 曝気循環設備の構造や能力、曝気水深等の検討に当たっては、水温の影響の低減だけでなく、水質浄化や貯水池の景観にも配慮すること。
- (3) 貯水池の水質管理については、適切な環境監視計画を作成し、水質監視を実施するとともに、監視結果に基づき必要な措置を講じること。

## 4 動物、植物、生態系

- (1) 環境保全措置としてのネコギギ等の移植が検討されているが、移植された動植物は移植先では移入種になることから、やむを得ず移植を行う場合には、現在の生息・生育の有無や個体密度を限定している要因などについて調査をした上で慎重に行うこと。  
また、移植種の生息・生育状況について、期間や方法について専門家の助言を踏まえ監視を行うとともに、その結果に基づき必要な措置を講じること。

- ( 2 ) 事業実施区域周辺に生息しているクマタカについては、工事中の影響を低減するため、専門家の助言を踏まえ、工事の時期や方法を工夫するとともに、工事中及び供用後においてクマタカの繁殖状況を適切に監視すること。  
また、アカショウビンについても適切に監視すること。
- ( 3 ) 新たな湿地環境を整備する場合は、その整備時期、整備場所・規模、整備及び管理の主体を明らかにすること。
- ( 4 ) 湿地環境の整備や貯水池の管理に当たっては、移入種や外来種による地域の生態系への影響の防止に配慮すること。
- ( 5 ) 付替道路等の構造については、動物の移動経路の分断による影響の低減に配慮すること。
- ( 6 ) 事後調査については、専門家の助言を踏まえ、適切に調査時期や調査方法などを検討し行うこと。なお、できる限り環境への影響が小さい手法を採用するなど調査地域の生態系に十分配慮すること。

## 5 景観

ダム周辺の景観については、周辺の施設や建物の形状等の工夫などにより、周囲の自然地形に馴染んだ風景となるよう配慮するとともに、貯水池の流木やゴミの撤去等適切な管理に配慮すること。

## 6 人と自然との触れ合い活動の場

- ( 1 ) ダム工事中及びダム完成後の東海自然歩道については、国土を縦断する東海自然歩道の持つ自然との触れ合い機能が維持され、また、公園計画との整合が図られるよう、関係機関と十分調整すること。
- ( 2 ) 事業実施区域周辺において、水辺を利用する「人と自然との豊かな触れ合い」が継続できるよう、地域の意見を十分聞いて、必要に応じて適切な措置を講ずること。

## 7 廃棄物等

廃棄物等の記載については、その発生量の算出根拠を明らかにすること。また、事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、廃棄物の発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底し、再使用又は再生利用ができないものについては、適正に処理すること。

## 8 その他

- ( 1 ) 評価書の作成に当たっては、住民などの意見に配慮するとともに、住民などにわかりやすい内容となるよう努めること。
- ( 2 ) 事業の実施に当たっては、地域住民からの環境に関する要望に対して適切に対応すること。
- ( 3 ) 事業者においては、今後とも本事業についての地域住民の理解が深められるよう、説明会の開催や工事に関する情報及び各種の調査結果の提供等に努めること。